

秋田市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市外旭川字待合28番地
あきた市場マネジメント株式会社
代表取締役 渋谷 重 春
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで